

ページ	旧	新										
4他 計画全体	被災者の一時避難や上下水道の断絶等の被害により、生活衛生の確保が困難な状況が予想されるため、発生する <u>家庭ごみ</u> やし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応する必要がある。	被災者の一時避難や上下水道の断絶等の被害により、生活衛生の確保が困難な状況が予想されるため、発生する <u>生活ごみ</u> やし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応する。										
5	<p>表1-2</p> <table border="1" data-bbox="248 437 1182 635"> <tr> <td data-bbox="248 437 719 485"><u>進捗管理</u></td> <td data-bbox="719 437 1182 485"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 485 719 533">広報</td> <td data-bbox="719 485 1182 533"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 533 719 635">上記業務の<u>マネジメント</u>及びその他廃棄物処理に係る事務等</td> <td data-bbox="719 533 1182 635"></td> </tr> </table>	<u>進捗管理</u>		広報		上記業務の <u>マネジメント</u> 及びその他廃棄物処理に係る事務等		<p>表1-2</p> <table border="1" data-bbox="1209 437 2143 635"> <tr> <td data-bbox="1209 437 1675 485">広報</td> <td data-bbox="1675 437 2143 485"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 485 1675 635">上記業務の<u>進捗管理（マネジメント）</u>及びその他廃棄物処理に係る事務等</td> <td data-bbox="1675 485 2143 635"></td> </tr> </table>	広報		上記業務の <u>進捗管理（マネジメント）</u> 及びその他廃棄物処理に係る事務等	
<u>進捗管理</u>												
広報												
上記業務の <u>マネジメント</u> 及びその他廃棄物処理に係る事務等												
広報												
上記業務の <u>進捗管理（マネジメント）</u> 及びその他廃棄物処理に係る事務等												
19	<p>①<u>一次仮置場での徹底分別優先（比較的小規模処理の場合）</u></p> <p>一次仮置場では、搬入時に分別し、重機による粗選別と徹底した手選別を行った後、破砕機を用いて木くずやコンクリートがら等の一部を破砕し、直接リサイクル先、処理先に搬出する。二次仮置場では、一次仮置場で実施できない破砕・選別・焼却等の処理を行う。</p>	<p>①一次仮置場での徹底分別優先</p> <p>一次仮置場では、搬入時に分別し、重機による粗選別と徹底した手選別を行った後、破砕機を用いて木くずやコンクリートがら等の一部を破砕し、直接リサイクル先、処理先に搬出する。二次仮置場では、一次仮置場で実施できない破砕・選別・焼却等の処理を行う。</p>										
22	<p>第1段階：仮置場候補地の抽出 （法律・条例の規制及び規制以外の諸条件によるスクリーニング）</p> <p>市の全域から、法律・条例により土地利用が規制されている区域や法律・条例による規制はないが、行政施策との整合性、自然環境、<u>防災等の諸条件</u>から選定しないことが望ましい区域を割り出し、仮置場候補地の選定対象外とする。</p> <p>(1) 法律・条例の規制区域の整理、選定しないことが望ましい区域の整理</p> <p>(2) 地図情報（GIS）による整理</p>	<p>第1段階：仮置場候補地の抽出 （法律・条例の規制及び規制以外の諸条件によるスクリーニング）</p> <p>市の全域から、法律・条例により土地利用が規制されている区域や法律・条例による規制はないが、行政施策との整合性、自然環境、<u>防災（延焼危険度等）等の諸条件</u>から選定しないことが望ましい区域を割り出し、仮置場候補地の選定対象外とする。</p> <p>(1) 法律・条例の規制区域の整理、選定しないことが望ましい区域の整理</p> <p>(2) 地図情報（GIS）による整理</p>										

パブコメ意見反映

ページ	旧	新
27	<p>(2) し尿処理体制</p> <p>し尿の収集・運搬は、「し尿処理ガイドライン」に基づき、避難所等の仮設トイレの設置状況に対応して行う。</p> <p><u>被災により下水道施設・し尿処理施設への移送が困難な場合は、素掘り便所の設置を行い、薬剤により衛生管理を実施する。</u></p> <p>また、状況に応じて非被災地域及び稼働可能な施設への広域移送等を行う。</p>	<p>(2) し尿処理体制</p> <p>し尿の収集・運搬は、「し尿処理ガイドライン」に基づき、避難所等の仮設トイレの設置状況に対応して行う。</p> <p>また、状況に応じて非被災地域及び稼働可能な施設への広域移送等を行う。</p>
32	<p>(3) 仮置場の設置・管理・運営</p> <p>設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、仮設による破砕や焼却処理を行う仮置場の設置や広域処理が必要となる。</p> <p>設置にあたっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入動線等を決定する。</p> <p>機械選別や焼却処理等を行う仮置場の配置計画にあたっての注意事項は、以下のとおりである。</p> <p>①木材・生木等が大量の場合は、搬出又は減容化のため、木質系対応の破砕機や仮設焼却炉の設置が考えられる。</p> <p><u>②火災を防止するため、仮置物の内部温度の測定や畳等の早期処理に留意する。</u></p> <p>③衛生害虫等の発生防止のため、薬剤の定期的な散布等を行う。</p>	<p>(3) 仮置場の設置・管理・運営</p> <p>設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、仮設による破砕や焼却処理を行う仮置場の設置や広域処理が必要となる。</p> <p>設置にあたっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入動線等を決定する。</p> <p>機械選別や焼却処理等を行う仮置場の配置計画にあたっての注意事項は、以下のとおりである。</p> <p>①木材・生木等が大量の場合は、搬出又は減容化のため、木質系対応の破砕機や仮設焼却炉の設置が考えられる。</p> <p><u>②高圧ガス容器等の危険物による火災や畳等による自然発火を防止するため、分別の徹底と定期的な巡視体制の確立、また消火器等の設置に留意する。</u></p> <p>③衛生害虫等の発生防止のため、薬剤の定期的な散布等を行う。</p>

パブリック意見反映

ページ	旧	新
34	<p>(7) 最終処分受入先の確保</p> <p>再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分受入先の確保が重要である。処分先が確保できない場合は、広域処理となるが、<u>協定により</u>利用できる最終処分場が確保できている場合は、搬送開始に向けた手続きを行う。</p> <p>最終処分場を確保できていない場合には、県と協議の上、経済的な手段・方法で災害廃棄物等を搬送できる場所を確保する。</p>	<p>(7) 最終処分受入先の確保</p> <p>再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分受入先の確保が重要である。処分先が確保できない場合は、広域処理となるが、<u>協定を結び</u>、利用できる最終処分場が確保できている場合は、搬送開始に向けた手続きを行う。</p> <p>最終処分場を確保できていない場合には、県と協議の上、経済的な手段・方法で災害廃棄物等を搬送できる場所を確保する。</p>
38	<p>(5) 廃棄物処理法による再委託禁止</p> <p><u>現行制度において、市町が一般廃棄物処理を委託する場合、受託者の再委託は禁止されている。</u>東日本大震災においては、再委託について、<u>時限的に特別措置が取られ、災害廃棄物の迅速な処理に役立った。</u></p> <p><u>再委託が認められない場合、災害廃棄物処理の各業務を個別事業者それぞれ委託しなければならない。また、処理を一括発注するためには、多くの関係事業者で構成された共同企業体への委託が必要となる。</u></p>	<p>(5) 廃棄物処理法による再委託禁止の緩和</p> <p><u>廃棄物処理法では、市町が一般廃棄物処理を委託する場合、受託者の再委託は禁止されている。</u>東日本大震災においては、再委託について、<u>時限的に特別措置が取られ、災害廃棄物の迅速な処理に役立った経緯等を踏まえ、廃棄物処理法施行規則が改正(平成27年8月6日施行)され、非常災害時には、一定要件を満たす者に再委託することが可能となった。</u></p>